

事務連絡
令和4年5月25日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室
厚生労働省医政局研究開発振興課

令和4年度医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の実施について

令和3年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和3年度の立入検査を実施したものとみなすとしたところです。また、書面による自主点検も困難な場合においては、令和4年度の立入検査の実施をもって令和3年度（令和2年度も実施していない場合は、令和2年度及び令和3年度）の立入検査を実施したものとみなすこととしたところです。

令和4年度の立入検査については、感染拡大の状況、医療機関の対応状況ならびに行政側の体制など、地域の実情に応じて検査の実施方法を判断してください。

立入りによる検査の実施に当たっては、十分な飛沫感染対策及び接触感染対策を講じ、会場について、いわゆる「三密」とならない環境を確保するとともに、病院から新型コロナウイルス感染症の対応等のため立入検査への対応が困難である等の申し出があった場合には、実施日程を再調整する等、柔軟な対応を行ってください。また、国による緊急事態宣言や都道府県知事による移動・外出自粛要請等が発出された際には、実施時期を見合わせる等、地域の実情を十分考慮するようお願いいたします。

一方、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和4年度立入検査を実施したものとみなすこととします。また、令和4年度の立入検査の実施については、令和5年度の立入検査の実施をもって実施したものとみなさないため、令和4年度中の立入検査の実施をお願いします。